

訪問介護サービス契約書

別添 サービス内容説明書

別添 重要事項説明書

別添 個人情報同意書

社会福祉法人 えちご府中会
ヘルパーステーション府中会

訪問介護サービス契約書

第1条 （契約の目的）

- 1 事業所は、利用者に対し、介護保険法及びそのほかの関係する法令並びにこの契約書に従い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他生活全般の支援を行うなど、訪問介護サービスその他の便宜を提供します。
- 2 サービス内容の詳細は、別添「サービス内容説明書」に記載のとおりとします。

第2条 （契約期間）

- 1 この契約の契約期間は、令和 年 月 日から始まり、利用者の要介護認定の有効期間の満了日をもって終了するものとします。
- 2 上記契約満了日の1週間以前に、利用者より事業所に対して、契約終了を申し出ない場合は、事業所が利用者に対し契約更新の意思を確認し、双方合意の下に再契約の自動更新といたします。この自動更新による契約期間は、次の利用者の要介護認定の有効期間の満了日までとします。

第3条 （訪問介護計画の作成・変更など）

- 1 事業所は、利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、「居宅サービス計画（ケアプラン）」に沿って「訪問介護計画書」を作成し、これに従ってサービスを提供します。事業所は訪問介護計画書を利用者に説明し、同意を得た上でその写しを交付します。
- 2 事業所は、利用者がサービスの内容や提供方法の変更を希望する場合で、その変更が「居宅サービス計画（ケアプラン）」の範囲内で実施することが可能な場合には、速やかに訪問介護計画の変更などの対応を行います。
- 3 事業所は、利用者が「居宅サービス計画（ケアプラン）」の変更を希望する場合には速やかに居宅介護支援事業者への連絡調整などの援助を行います。

第4条 （サービスの提供の記録など）

- 1 事業所が、サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「訪問介護利用実績表」等の書面に必要事項を記載し、利用者の確認を受けることとします。
- 2 事業所は、サービス提供の内容や目標達成の状況等について、前項の「訪問介護利用実績表」等を作成し、利用者に説明を行ったうえ、この記録を提供します。事業所は前項の他、ケア日誌等サービス提供の記録を作成のうえ完結の日から5年間はこれを適正に保管し、利用者の閲覧の求めに応じ、その写しを交付します。

第5条 （利用者負担金及びその滞納など）

- 1 この契約に関わる利用者負担金は、契約書別紙のとおりです。但し、契約有効期間中介護保険法などの関係法令の改定により利用者負担金の改定が必要になった場合には改定後の金額を適用するものとします。この場合には、事業所は法令改正後速やかに利用者に対し改定の施行時期および改定後の金額を通知し、本契約の継続について確認するものとします。
- 2 事業所が提供するサービスが、介護保険の適用を受ける場合には、保険者が決定する介護保険負担割合証の負担割合を利用者負担金として事業所にお支払いいただくこととなります。
- 3 利用者が正当な理由なく、事業所に支払うべき利用者負担金を2ヶ月分以上滞納したときは、事業所は1か月以上の期間をおいたうえで支払いの催告を行い、この期間満了までに利用者負担金が支払われない場合は、文書により契約を解除することができます。
- 4 事業所は、第3項に定める催告をした後契約を解除するまでの間に、訪問介護計画を作成した居宅介護支援事業者と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、訪問介護計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用などについて、必要な調整を行うよう要請するものとします。

第6条 （利用者の解約権）

- 1 利用者は、3日間以上の予告期間を設けることにより、この契約をいつでも解約することができます。
- 2 利用者は、事業所が定められたサービスを提供しなかった場合、その他この契約に違反した場合には、直ちにこの契約を解約することができます。

第7条 （事業所の解除権）

- 1 事業所は、次の場合に限りその理由を記載した文書を交付することにより、契約を解除することができます。
 - （1） 利用者の著しい不信行為があるなどの理由により、契約を継続することが困難になった場合
 - （2） 第5条第3項に該当する場合
 - （3） 利用者が事業所の通常実施地域外に転居し、事業所においてサービス提供の継続が困難であるとみこまれる場合
 - （4） その他サービスを提供する上でやむをえない事情が発生した場合
- 2 事業所は、契約を解除する場合においては、居宅介護支援計画（ケアプラン）を作成した居宅介護支援事業者へその旨を連絡します。

第8条（契約の終了）

この契約は、次のいずれかに該当する場合、終了するものとします。

- 1 利用者から第2条第2項に定める契約を終了させようとする意思表示があり、契約期間が満了した場合
- 2 利用者から第6条に定める意思表示がなされ、予告期間を満了した場合
- 3 事業所から第7条に定める意思表示がなされた場合
- 4 次のいずれかに該当し訪問介護サービスを提供することができなくなったとき
 - ① 利用者が介護保険施設、病院などに相当期間以上にわたり、入所・入院したとき
 - ② 利用者が特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型介護又は認知症対応型共同生活介護を受けることとなったとき
 - ③ 利用者が要支援や自立認定を受けたとき
 - ④ 利用者が死亡したとき

第9条（事故時の対応など）

- 1 事業所は、サービス提供に関して利用者のけがや体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡その他適切な処置を迅速に行います。
- 2 事業者は、サービスの実施にあたり、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合その損害を賠償します。ただし、その損害について事業所の故意又は過失によらない場合はこの限りではありません。
- 3 前項義務履行を確保するため事業者は賠償責任保険に加入します。

第10条（苦情対応）

- 1 利用者は、提供されたサービスに関して苦情がある場合は、事業所、介護支援専門員、市又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2 事業所は、提供されたサービスについて利用者からの苦情を受ける窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、利用者からの苦情があった場合は、迅速かつ誠実に対応します。
- 3 事業所は、利用者が苦情申し出などを行ったことを理由として、何らかの不利益な取り扱いをすることはありません。

第11条（秘密保持）

- 1 事業所及び従業員は、サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、正当な理由がない限り、契約中および契約終了後においても第三者に漏らすことはありません。
- 2 事業所は、文書により利用者またはその家族の同意を得た場合には、居宅介護支援事業者等との連絡調整その他必要な範囲で、同意した者の個人情報を用いることができるものとします。

第 12 条 （契約外条項）

- 1 介護保険法及びそのほかの関係する法令並びにこの契約書に定めのない事項については、利用者と事業所の協議により定めることとします。
- 2 この契約書は、介護保険法に基づくサービス及び同一種類の介護保険外サービス（利用限度額を超えるサービス）を対象としたものであるため、利用者がこれ以外のサービスを希望する場合には、別途契約するものとします。

上記のとおり、訪問介護サービスの契約を締結します。

令和 年 月 日

事業者 所在地 新潟県上越市東雲町 2 - 11 - 6
事業所名 社会福祉法人 えちご府中会
指定訪問介護事業所 ヘルパーステーション府中会

所 長 中 條 俊 晴 印

利 用 者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

上記代理人 住 所 _____
(代理人を選任した場合)

氏 名 _____ 印